

2020年10月23日

受益者のみなさまへ

証券投資信託約款変更のお知らせ

りそなアセットマネジメント株式会社

時下、清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、まことに有り難うございます。

さて、このたび弊社が設定、運用を行っております「りそな・リスクコントロールファンド（愛称：みつぼしフライト）」の各ファンドにおいて証券投資信託約款の変更を行いましたので、本約款変更内容を下記にご案内いたします。

ご理解を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 証券投資信託約款変更を行う投資信託の名称（以下 6 ファンド）

- りそな・リスクコントロールファンド 2019-06（愛称：みつぼしフライト 2019-06）
- りそな・リスクコントロールファンド 2019-09（愛称：みつぼしフライト 2019-09）
- りそな・リスクコントロールファンド 2019-10（愛称：みつぼしフライト 2019-10）
- りそな・リスクコントロールファンド 2019-12（愛称：みつぼしフライト 2019-12）
- りそな・リスクコントロールファンド 2020-03（愛称：みつぼしフライト 2020-03）
- りそな・リスクコントロールファンド 2020-06（愛称：みつぼしフライト 2020-06）

2. 証券投資信託約款変更日

各ファンドともに、2020年10月23日

3. 各証券投資信託約款変更の内容

各ファンドともに、信託報酬の見直しに関する条項を追加するため、約款に所要の変更を行います。具体的には、各ファンドともに前月末営業日以降にリスク性資産（安定性重視資産および成長性重視資産）の割合が25%未満となった場合において、つまりキャッシュ等（残存期間の短い国内の公社債等）の組入比率が高位となった場合、当社の判断で信託報酬率を臨時で引き下げる場合があることを条項として追加します。

証券投資信託約款の新旧対照表は、「別紙」をご参照ください。

なお、本約款の変更は重大な約款変更等には該当しないため、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

以上

<別紙 証券投資信託約款変更 新旧対照表（各ファンド）>

各ファンドともに下表をご参照ください。

第40条 第1項 第3号(下線部分)を追加いたします。

新	旧
<p>(信託報酬等の額および支弁の方法)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (中略)</p> <p>1 ヶ月に一度見直すものとし、前月末営業日における各マザーファンド（RAMマネーマザーファンドを除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計が、信託財産の純資産総額に占める割合（以下「リスク性資産割合」といいます。）に応じ、次に掲げる率を毎月初第5営業日より適用するものとします。</p> <p style="padding-left: 40px;">リスク性資産割合が50%以上のとき ……年 1.13%</p> <p style="padding-left: 40px;">リスク性資産割合が25%以上50%未満のとき ……年 0.51%</p> <p style="padding-left: 40px;">リスク性資産割合が25%未満のとき ……年 0.27%</p> <p>3. <u>前号にかかわらず、前月末営業日以降にリスク性資産割合が25%未満となった場合においては、前月末営業日のリスク性資産割合に関わらず、委託者の判断により信託報酬を年0.27%を上限として変更し、毎月初5営業日以外の営業日より適用する場合があります。</u></p> <p>② 略</p> <p>③ 略</p>	<p>(信託報酬等の額および支弁の方法)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (中略)</p> <p>1 ヶ月に一度見直すものとし、前月末営業日における各マザーファンド（RAMマネーマザーファンドを除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計が、信託財産の純資産総額に占める割合（以下「リスク性資産割合」といいます。）に応じ、次に掲げる率を毎月初第5営業日より適用するものとします。</p> <p style="padding-left: 40px;">リスク性資産割合が50%以上のとき ……年 1.13%</p> <p style="padding-left: 40px;">リスク性資産割合が25%以上50%未満のとき ……年 0.51%</p> <p style="padding-left: 40px;">リスク性資産割合が25%未満のとき ……年 0.27%</p> <p>② 略</p> <p>③ 略</p>